

## 規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(砂利採取法の一部改正に係る部分)
規制の名称	砂利採取法に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	経済産業省製造産業局素材産業課・国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>現行の砂利採取法においては、砂利採取業者に対して、砂利採取場における標識の掲示を義務付けている。(現行法では、特段インターネットでの公表は義務付けていない。)</p> <p>当該規制は、砂利採取場といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>現行の砂利採取法においては、砂利採取業者に対して、認可に係る砂利採取場における標識の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには砂利採取場に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>都道府県知事若しくは指定都市の長又は河川管理者がガイドライン等を策定し、砂利採取業者に対してインターネット公表を促すことも考えられるが、法的な拘束力がないため、実効性を担保できず、対応しない事業者も一定程度存在すると考えられる。</p> <p>国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p> <p>なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。</p> <p>また、当該規制の見直しに関しては、昨年6月3日に開催された第4回デジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき他法令における同様の書面掲示規制と共に、一斉点検が行われた結果、砂利採取法第29条に基づく標識の掲示についても、一括法律改正により対応することとなっており、政府の方針にも沿うものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、砂利採取業者は、氏名又は名称、登録番号等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、砂利採取業者の中には、既にインターネットを利用して広告等を行っている者もあり、氏名又は名称、登録番号等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>※遵守費用については以下のとおりと仮定。</p> <p>1時間当たりの人件費=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和3年)の平均給与額(年間))5,084千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模5人以上)1,621時間=約3,100円</p> <p>事業者1者当たりの単価(作業者1人×2時間×時給3,100円)×事業者総数(2200者)=遵守費用総額:13,640千円</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるため、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p>
(行政費用)	<p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>経済産業省及び国土交通省が砂利採取業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、砂利採取業者からの申請を受け付ける都道府県等を通じてメールやHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。</p>
その他関連事項	<p>⑦評価の活用状況等の明記</p> <p>特になし。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑧事後評価の実施時期の明記</p> <p>当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。</p> <p>⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>インターネット上の公表を実施した件数及び事業者数等</p>
備考	